明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○個人向け国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令（**財務**四三）　一

〔規　則〕
○人事院規則九―四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部を改正する人事院規則（**人事院**九―四二―三〇）　一
○人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則（**同**一一―八―二九）　二

〔告　示〕
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**法務**一八七）　二
○広域防災システム整備計画のための贈与に関する日本国政府とフィジー共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**一六五）　二
○洪水対策支援計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一六六）　二
○千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の修正に関する件（**同**一六七）　二
○保安林の指定をする件（**農林水産**一二一九～一二二八）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一二二九～一二三五）　六
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（**同**一二三六）　六
○地方競馬を開催することができる競馬場指定の一部を改正する件（**同**一二三七）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**五三六～五三八）　八
○保安設備の整備により改良することが必要と認められる踏切道を指定した件（**同**五三九）　八

〔国会事項〕
内閣　郵政民営化委員会事務局　財務省　八

〔人事異動〕
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕　九
国家試験
航空従事者技能証明等に関する試験の施行（国土交通省）　九
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　九

〔公　告〕
諸事項
官庁
外国監査法人等、第三者所有物の没収、財団、土地家屋調査士懲戒処分関係　一〇
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　三
特殊法人等
国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款の一部変更関係　三〇
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分関係
会社その他

省　令

○財務省令第四十三号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項の規定に基づき、個人向け国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月八日

財務大臣　安住　淳

個人向け国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項及び第七条第四項第一号中「百分の八十」を「百分の七十九・六八五」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年一月十日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年五月八日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―四二―三〇

人事院規則九―四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部を次のように改正する。

第二項中「拉致問題対策本部事務局長代理」を「拉致問題対策本部事務局長代理」に、「郵政改革推進室長」を「郵政民営化推進室長」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。